

◎新潟県告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年7月1日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 解除予定森林の所在場所
新潟県見附市杉澤町字浦の山1709の2
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため